◎新潟県告示第852号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和８年11月４日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
阿賀野市宮下字上谷地341番１	田	1,036
阿賀野市宮下字上谷地342番１	田	1,001
阿賀野市宮下字道下397番	田	1,016
阿賀野市宮下字道下398番	田	1,024
阿賀野市宮下字道下408番	田	1,021
阿賀野市宮下字道下409番	田	1,030
阿賀野市宮下字道下411番	田	1,027
阿賀野市宮下字道下413番	田	1,021
阿賀野市宮下字家ノ下587番	田	1,022
阿賀野市宮下字家ノ下588番	田	1,019
阿賀野市宮下字家ノ下589番	田	1,019
阿賀野市宮下字家ノ下590番	田	1,023
阿賀野市宮下字家ノ下591番	田	1,018
阿賀野市宮下字家ノ下606番	田	1,032
阿賀野市宮島字道下４番	田	158
阿賀野市宮島字道下７番	田	323
阿賀野市宮島字道下22番	田	1,028
阿賀野市宮島字道下23番	田	1,032

２　申請に係る農地の利用の状況

・　土地所有者は死亡し、配偶者及び子３名は相続放棄。

・　所有者死亡前から、近隣農業者（借受予定者）が耕作をしており（契約期間：平成28年12月～令和８年11月）、引き続き稲の栽培を行う計画であるため県の裁定を希望している。

・　相続者がいないことから、裁定が行われないと今後遊休化の恐れがある。

３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

水稲栽培

４　申請に係る農地が農地中間管理事業の推進に関する法律第８条第２項第１号に規定する基準に適合すると認められる旨及びその理由

地域計画に位置付けられた農地であり、農地中間管理権を取得する農地の基準に適合する。

５　希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和９年４月	５年	167,585円

６　意見書の提出

(1) 意見書の記載事項

ア　意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ　意見書の提出者の有する権利の種類及び内容

ウ　意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画

エ　意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ　意見の趣旨及びその理由

カ　その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和８年11月18日

(3) 提出先

〒950－8570　新潟市中央区新光町４番地１
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送